

令和元年9月20日

保護者様

県立三木北高等学校
校長 吉田 尚美

インフルエンザなど学校感染症発生にかかる対応について

秋冷の候、保護者の皆様には、日ごろより本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、インフルエンザ流行期を迎えるにあたり、下記のとおりご家庭でもご配慮いただき、インフルエンザ、感染性胃腸炎などの感染症拡大防止についてお願いします。

記

1 学校での対応について

- (1) インフルエンザなど「学校感染症（別紙参照）」の診断を受けた場合は「出席停止」扱いとなります。医師の指示に従い、安静加療に努めてください。
なお、診断を受けましたら、学校（0794-85-6781）まで連絡をお願いします。
また、感染症の疑いで学校の指示により早退した場合も、その日は「出席停止」扱いとします。
- (2) 感染症での集団発生があった場合、「閉鎖措置」を取ることがあります。その際は、改めて学校よりご連絡いたします。

2 「出席停止」にかかる証明書について

- (1) 療養後、医師の診断により出席停止期間が明けて登校される場合は、保護者の方が作成、押印された「出席停止証明書（別紙様式①）」を提出してください。医療機関で作成いただく必要はありません。
その際、医療機関発行の「薬の説明書」または「治療明細書」など、医療機関にて診察、治療を受けたことがわかるものを必ず添付して提出してください。
- (2) 医療機関を受診しなかった場合は「出席停止」扱いにはなりませんのでご注意ください。

3 インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザに関しましては、平成24年に学校保健安全法施行規則の一部改正により出席停止の基準が変更されました。感染防止対策強化のため、新しい基準での運用がされております。（別紙参照）
お子さんがインフルエンザに罹患された場合は、出席停止期間中は安静にし、十分な快復に努めた後、登校を再開していただきますようお願いいたします。

4 ご家庭での対応について

- (1) 登校前の健康観察をお願いします。急な発熱、頭痛、寒気、関節痛、全身の倦怠感やだるさなどの症状がある場合は、無理に登校せずに医療機関を受診してください。
- (2) 各ご家庭におきましては、以下の内容について励行し、感染予防に努めてください。
 - ・手洗い、うがいをこまめに行う。
 - ・咳が出る場合はマスクを着用する。
 - ・インフルエンザなど流行時の不要不急の外出は自粛し、人混みを避ける。
 - ・衣服の調整で保温に努める。また、部活動などで汗をかいた後の着替えを準備しておく。
 - ・規則正しい生活を送り、十分な栄養とバランスのよい食事を心がける。